

第 1 1 4 回定例会 質 疑 通 告 書

質 問 者	答 弁 を 求 め る 者	質 問 の 要 旨
鎌塚 聡 (会派代表質問)	市 長・ 教 育 長	議案第 2 3 号 令和 7 年度淡路市一般会計予算の件 1 市制施行 2 0 周年プロジェクト（参考資料 2 4 ・ 2 5 p）にも位置付けている事業は、単年度の事業なのか。 2 1 の中で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を給食費（小・中学校、保育の副食）無償化事業にあてるが、今後の恒久的な事業実施のためにどのような財源をあてるなどの計画をもっているのか。（政府の考えがズレ込んだ場合含む） 3 中学校体育館等空調設備整備事業と合併特例債事業について 議案第 2 号 淡路市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例制定の件 1 施行日が本年 4 月 1 日だが、 （1）事業実施は 4 月 1 日からのスタートとなるのか。 （2）なぜ 3 月議会の上程となったのか。 （3）2 か所の実施場所が決まっているが、体制が整っているのか。 2 主に 0 - 2 歳を対象とする家庭的保育事業等の設備及び運営基準に関する条例と比較しても基準がより緩和されたものとなっているが、特に保育士の基準や乳児室の面積などは、少なくとも家庭的保育や小規模保育 A 型と同等の条例にしてもよかったのではないかと。 議案第 3 号 淡路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件 第 1 9 条の 3 の研修、相談体制の強化による追加の予算化がされ、充実されることになるのか。 議案第 1 3 号 淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の件 代替保育に係る連携施設の見直し等を行う変更だが、基準が緩和されることになる。家庭的保育事業などの設備及び基準に関する条例第 3 条にあるように最低基準を向上させることが求められている中、矛盾するのではないかと。 議案第 1 4 号 淡路市地域包括支援センターの職員等の基準に関する条例の一部を改正する条例の件 複数圏域の高齢者数を合算し、3 職種を地域の実情に応じて配置することを可能となる厚労省令改正に合わせた条例改正だが、この改正で市も包括支援センターを複数化していく方向があるからの改正なのか。